

保土ヶ谷税務署からのお知らせ

【問合せ先】〒240-8550 横浜市保土ヶ谷区帷子町 2-64 Tel 045 (331) 1281 (代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者をご用件にお答えします。

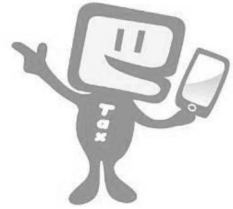
※ 税務署の駐車場は、令和6年1月22日(月)から3月15日(金)までの間、使用できません。

自宅から e-Tax が便利！

スマホがおすすめです！



「国税庁 e-Tax キャラクター イータ君」



【国税庁ホームページ】

税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

(※青色申告決算書・収支内訳書は当会場では作成できません)

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期間	会場	所在地	時間	対象者
令和6年 1月30日(火) ～ 2月1日(木)	旭公会堂	旭区 鶴ヶ峰1-4-12	午前9時30分から 午後4時00分まで (受付は午後3時30分まで) 【事前申込をお願いします】	年金受給者(注) 給与所得者(注)
令和6年 2月2日(金)	保土ヶ谷公会堂	保土ヶ谷区 星川1-2-1		
令和6年 2月6日(火) ～ 2月8日(木)	瀬谷公会堂	瀬谷区 二ツ橋町190		

注 土地、建物等の譲渡所得がある方、株式取引のある方及び住宅借入金等特別控除を新規で受けられる方は対象となりません。

○ 申告書の提出のみの場合は、保土ヶ谷税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。

○ 令和5年分の税理士による無料申告相談は、**原則**、オンラインによる**事前申込**となります。

○ オンラインによる事前申込は、令和6年1月10日(水)から可能となります。

詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。

なお、**電話での受付は行っておりません**ので、ご注意ください。

○ オンラインによる事前申込**サイトの操作方法**についてのお問合せは、

【050-1808-7285】

(受付時間：平日午前10時～正午、午後1時～午後4時)へお願いします。

○ 一部、当日入場整理券の配付を行います。無くなり次第終了となります。

オンラインによる事前申込をご利用ください。

○ 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合があります。

ご了承ください。

○ ご来場の際は、源泉徴収票など申告相談に必要な書類、スマートフォン及びマイナンバーカード等(詳しくは裏面の「お持ちいただくもの」参照)をご持参ください。

(裏面もご覧ください。)

事前申込サイト

下記のいずれかのサイトから
事前申込をお願いいたします。

無料申告相談専用
LINE 事前申込



Web 事前申込



https://coubic.com/tochi103/booking_pages

申告書作成会場の開設について

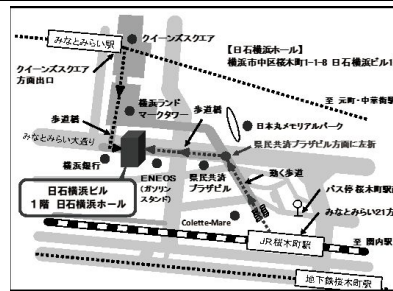
～原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和6年 2月16日(金) ～3月15日(金) ※土、日及び祝日を除きます。(注)	日石横浜ホール (桜木町) ※駐車場・駐輪場は ありません。	横浜市中区 桜木町1-1-8 日石横浜ビル1階	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時15分から午後5時まで

お持ちいただくもの

- ① 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- ② マイナンバーカード(※)
 - ※ マイナンバーカード発行時に設定した、次のパスワードも必要です。
 - ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
 - ※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。
 - ・運転免許証等の身元確認書類
 - ・通知カード等のマイナンバーが分かる書類

案内図



入場整理券

- 令和5年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
 - 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
 - 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
 - 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。
- 是非、LINEによる事前発行をご利用ください。

オンラインで事前発行

友だち追加は
こちらから！



LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。

事前に準備いただきたいこと

- マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携には以下のようなメリットがありますので、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。
- 確定申告書に添付する書類の管理・保管が不要
- 申告書への自動入力が可能(控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要)
- e-Taxでデータ送信

マイナポータル連携の概要は

こちらから！



マイナポータル連携の事前準備は

こちらから！



(注) ただし、2月25日の日曜日は開場します。

郵送での提出先は東京国税局業務センター横浜南分室です

- 申告書等の提出のみの場合は、保土ヶ谷税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。

なお、申告書等を郵送により提出する場合には、東京国税局業務センター横浜南分室宛てにご提出ください。

郵送で提出



〒236-8551 横浜市中区金沢区並木 3-2-9
東京国税局業務センター横浜南分室 へ郵送

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

適格請求書(インボイス)発行事業者は、令和6年4月1日(月)までに消費税の確定申告を行う必要があります。
なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合は、負担軽減措置等があります。



確定申告手続は、確定申告書等作成コーナー・e-Taxをご利用ください！

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度に関する情報ガイド
(税額の計算方法)

